

伊勢原市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊勢原市長（市長の代理によるものを含む。以下「市長」という。）が伊勢原市を代表して行う外部等との交際に要する経費（以下「市長交際費」という。）の支出について、その透明かつ公正な執行を図るため、支出の区分、金額、基準等必要な事項を定めるものとする。

(市長交際費の支出)

第2条 市長は、交際上必要と認めるもの及び市政運営に有益と認めるものについて、予算の範囲内で市長交際費を支出することができる。

(支出区分等)

第3条 市長交際費の支出区分及び支出範囲は、次のとおりとする。

- (1) 会費 飲食を伴う各種団体等の式典、懇親会その他行事等への参加に係る経費
- (2) 弔慰 葬儀における香典、供花等に係る経費
- (3) その他 市長が特に支出する必要があると認める経費

2 前項の規定にかかわらず、宗教的行事及び政治的行事に対しては支出しない。

(支出基準)

第4条 市長交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出するものとし、その基準は、前条第1項に規定する支出区分ごとに別表に定めるとおりとする。

(公表等)

第5条 市長交際費の支出状況は、次に掲げる事項を市ホームページにより公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の公表は、当月支出分を翌月の15日までに行うものとし、掲載期間は、原則として公表した日から2年間とする。

3 市長交際費に係る行政文書の公開請求があった場合は、伊勢原市情報公開条例（平成15年伊勢原市条例第21号）に基づき、当該公開請求に対する諾否の決定を行うものとする。

(見直し)

第6条 市長は、市長交際費の支出内容及び金額が市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等を十分考慮し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
(伊勢原市市長交際費の公表に関する取扱基準の廃止)
- 2 伊勢原市市長交際費の公表に関する取扱基準(平成22年4月1日施行)は、廃止する。

別表（第4条関係）

1 会費

区分	金額
飲食を伴う各種団体等の式典、懇親会その他行事等への参加に係る経費	会費相当額

2 弔慰

区分	金額等	備考
市議会議員	本人	生花 香料5,000円
	親族	配偶者及び一親等親族
国会議員又は県会議員	本人	生花 香料5,000円
	親族	配偶者及び一親等親族
県内市町村長等	本人	生花 香料5,000円
	親族	近隣市等市町村長、知事・副知事等の配偶者及び一親等親族
姉妹都市市長等	本人	生花 香料5,000円
	親族	市長、副市長、教育長、市議会議員等 配偶者及び一親等親族
前元・国、県、市議会議員、前元市長、副市長等	本人	生花 香料5,000円
その他市長が必要と認める場合	本人	社会通念に照らし、その都度市長が必要と認める金額
	親族	配偶者及び一親等親族

3 その他

区分	金額
姉妹都市、市の利益となると考えられる外部団体との交際等市長が特に支出する必要があると認める経費	社会通念に照らし、その都度市長が必要と認める金額